

## 令和6年度 八街市第3子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減のため、第3子以降の義務教育期間における八街市立小・中学校の学校給食費を無償化します。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出（毎年度ごと）が必要となります。

前年度無償化の適用を受けた場合でも、令和6年度分として改めて申請していただく必要**があります**ので、対象となる方は以下の案内にそってお手続きをお願いします。

※このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、上記八街市立小・中学校における全ての世帯に配布しています。

### 無償化の対象となる保護者

以下の①から④を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が八街市立小・中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 生計を一にしている。
- ④ 生活保護・就学援助制度等で、学校給食費の全額補助を受けていない。

### 【無償化対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生(被扶養者)	高校生	八街市立中学生	八街市立小学生	第3子と第4子
例2	30歳(被扶養者)	大学生(被扶養者)	八街市立中学生	八街市立中学生	第3子と第4子
例3	高校生	八街市立中学生	八街市立小学生	八街市立小学生	第3子と第4子
例4	高校生	私立中学生	八街市立小学生	就学前	第3子
例5	高校生	高校生	八街市立中学生	私立小学生	第3子
例6	大学生(被扶養者)	高校生	私立中学生	就学前	対象外

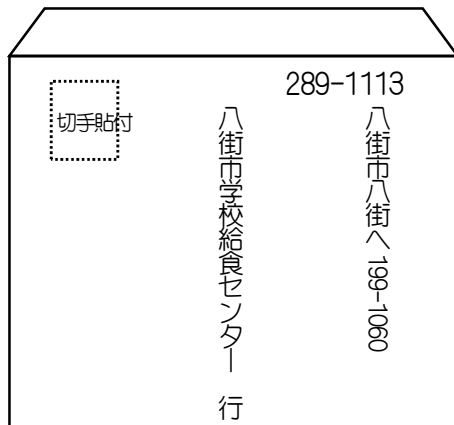
### 申請方法

- ① 「八街市第3子以降学校給食費減免申請書」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。
- ② 申請書に記載されたお子さんの内、八街市立小・中学校に在籍している子を除いた全ての子の、有効な健康保険証の写し(コピー)を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。
- ③ お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のりづけにより封をし、学校給食センターへ郵送もしくは、学校給食センターまたは学校教育課への持参により提出してください。

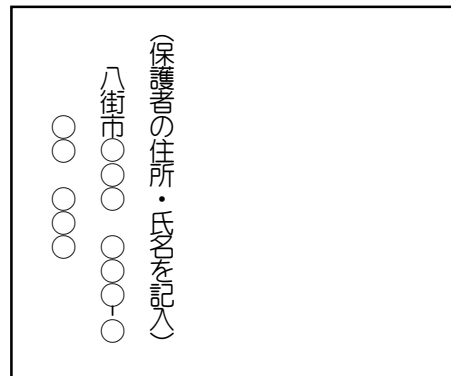
持参による提出の場合は、封筒表面に第3子以降の対象となる子の学校・学年・氏名、保護者名および「令和6年度 学校給食費減免申請書」を明記してください。(申請書は、世帯でまとめて1枚の封筒に入れてください。)

## 申請書等の郵送

(表)



(裏)



## 申請期限

令和6年4月から無償化の適用を受ける場合は、令和6年4月30日(火)まで申請期限を過ぎた場合は、申請日の属する月の1日の学校給食から適用となります。なお、申請は令和7年3月19日(給食最終予定日)まで受付します。

## 決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、6月ごろに郵送いたします。当初の申請期限後の申請分は、申請書提出から1か月程度となります。

## 年度途中の申請について

当初申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書を速やかに学校給食センターへご提出ください。申請が、要件を満たした月の翌月以降になりますと、申請日の属する月の1日からの適用となりますので、ご注意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

- …市外から転入してきた
- …扶養する子が増えた
- …生活保護・就学援助を受けられなくなった

○ 申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

## 年度途中で申請内容の変更が生じた場合

交付の決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに「八街市第3子以降学校給食費減免状況変更届」を学校給食センターへご提出ください。

以下の例にあてはまる場合、減免内容の変更が必要となる可能性があります。

- …扶養する子が就労し自立した

※ 八街市ホームページに、ご案内のほかQ&Aや申請書などを掲載しておりますので、ご利用ください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/40/47312.html>

お問い合わせ先

八街市教育部学校給食センター

(TEL 043-444-1181)